

第48号(訂正) 平成28年11月17日 発行 ジェイアール・イーストユニオン 教宣部

<u>2016年度 年末手当 第3回交渉(11/17) (妥結)</u> (会社側が回答書を提出)

## 基準内賃金の3.18ヶ月分・妥結!

# 12 月 5 日(月)以降、準備でき次第

- ・会社側からは、この間の真摯な議論に感謝するとし、会社側としての 最終回答を提示!
- ・組合側からは、会社の利益は全社員の成果、組合要求に届かな かったため回答を持ち返り検討とした。

中執稟議を経て、この間の交渉経過を受け止め、「更なる社員のやる気を引き出す公正な社員評価をすること」 として妥結した。

11月17日(本日)、本部は、申第1号(10月26日)に申し入れていた2016年度年末手当の支払いに関する要求で、第3回目の団体交渉を行った。会社側からは回答書が提出され、厳しい経営環境の中、社員一丸となった挑戦や「変化点」に即応する諸施策の推進、<u>会社のさらなる発展の礎となる「社員一人ひとりの成長」への取組みに強く期待して、</u>平成28年度年末手当について基準内賃金の3.18ケ月の回答があった。

#### <要求内容>

- 1. 2016 年度年末手当は、基準内賃金の3.4 箇月分を12月2日までに支払うこと
- 2. 成績率の適用については、公平・公正に行うこと
- 3. 好調な企業業績を踏まえ、安全・サービス・人材育成に更なる投資を行うこと

### ★会社側

・将来に渡って健全経営に努めて行く。今後も協力をお願いしたい。

#### ★組合側から

- ・本回答は、組合の要求まで届いていない。不満も残るが組合として要求との隔たりがある ため、持ち帰り検討して回答したい。
- ・三役及び中執での持回り稟議の結果、この間の交渉での議論から3.18ヶ月を受け止め、「更なる社員のやる気を引き出す公正な社員評価をすること」を要請し14時30分妥結した。